

No.	質 問	回 答
1	<p>総合事業は記録を5年保管と集団指導で伺ったが、委託をしている事業所の利用者についても5年保管になるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防給付のみの方は記録を何年保管するものか。</li> <li>・終結の考えは要介護になった時点でいいものか、想定されるタイミングは？</li> </ul> <p>※契約書に記録の保管は2年までと記載されているが変更が必要になるか？</p>	<p>これまでの予防給付における厚生労働省令においては、2年間となっておりますが、介護予防・日常生活支援総合事業費における、不適正な返還請求権の消滅時効は、事業者が介護報酬を受け取ってから5年間でされました。</p> <p>このため、関係書類を確認してもらう必要があると考え、保険者の指導として5年保存としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防給付に関してはこれまでどおり2年間の保存となります。（ただし、5年以上保存することを妨げるものではありません。）</li> <li>・5年保存の起算点は、利用者ごとの「契約の終了日の翌日」からとなります。ただし、介護給付費の支給に係るもの（国保連合会への提出帳票類の控え等）については、「介護給付費の受領日の翌日」からとなります。</li> <li>・契約書または重要事項説明書等に記載があれば、変更していただきたい。</li> </ul>
2	<p>① 居宅介護支援事業所が県から市に指定権限移譲される事となりますが、権限移譲に伴い、改めて指定の届出等の書類提出が必要でしょうか。</p> <p>必要であれば、必要書類内容や提出期日をお教え下さい。</p> <p>② 配布資料P40に記載のある、医療系サービスの利用を希望している場合等は、～主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務付ける。</p> <p>上記の通り記載がございますが、医療系サービスとは具体的にどのようなサービス、支援までが対象となるのか、お教え下さい。</p> <p>又、交付する方法については直接、医師に渡すものか、医療機関に渡す事によいとするものか、交付方法について決められた方法がありましたら、教えて下さい。</p>	<p>① 現在有効な指定についてを改めて市に提出する必要はありません。</p> <p>今後（<b>平成30年4月2日以降</b>）の変更等の届出および、指定更新等の届出先が、市へと変更になります。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・短期入所療養介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）</li> </ul> <p>これらについては、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、居宅サービス計画に位置付けた場合に意見を求めた医師等に意見を踏まえて作成した居宅サービス計画を交付してください。</p> <p>なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えありません。</p>